

税に関する項目に絞り、短時間でお答えいただけるようにしました。

是非ご回答をお願いします。

(一社) 飯田法人会 第12回会員企業のアンケートご協力のお願い

日頃は、飯田法人会事業にご協力賜り厚くお礼申し上げます。

喫緊の対応が必要な軽減税率を伴う消費税の改正等、会員各位の税に関する認識の現状をお伺いし、これからの研修会・講習会の開催計画の参考や、税制改正要望等を行う際の参考とさせていただきます。

このアンケート集計結果は会報1月号に掲載致します。お答えいただいた内容は前述の目的以外には使用いたしません。ご多忙の折りとは存じますが、ぜひご回答にご協力をお願いいたします。

2018年10月

一般社団法人 飯田法人会

◎ご回答期限 2018年11月15日(木)

◎ご回答方法 以下の①か②の方法でご回答下さい

- ①ネットによる回答 飯田法人会ホームページから、「**会員アンケート**」を選択いただき、設問にご回答の上、送信して下さい。
- ②紙面による回答 設問にご記入の上、**会報に同封の返信用封筒**にてご返送下さい(切手不要)

アンケート設問

該当する□に をご記入下さい

初めに貴社の内容について教えて下さい

業種

- a. 卸・小売業
- b. 建設業
- c. 製造業
- d. サービス業、飲食・宿泊業
- e. その他の業

従業員数(パートを含む)

- a. 5人未満
- b. 5人～10人未満
- c. 10人～50人未満
- d. 50人～100人未満
- e. 100人以上

問1 消費税について

2019年10月1日から消費税が改正され、標準税率10%・軽減税率8%となります。また2023年10月からは、「適格請求書等保存方式(インボイス制度)」も開始されます。それらの内容についてお伺いします

①軽減税率対象品目について

軽減税率が適用される品目は基本的には「食料品」「新聞」ですが、その中でも対象にならない品目もあります。このような区分についてご存知ですか

- a. 知っている
- b. 知らない

「適格請求書発行事業者」は原則として取引先に「適格請求書」を交付します。この「適格請求書」等が保存されていなければ、取引先は原則として仕入れ控除ができません。従って免税事業者からの仕入では、仕入税額控除をすることはできないことになります。

⑧法人会では、消費税改正に向けて企業の対応についての研修会や講習会を、今後開催する予定です。案内や通知があれば

- a. できるだけ参加したい b. わからない c. 参加はしない

問2 法人税について

①法人実効税率について

我が国の法人実効税率は、「課税ベースを拡大しつつ税率を引き下げる」(※)との考えに基づき2018年度は29.74%となり、当初法人会が目標としていた30%以下の税率となっております。しかしながら他の諸外国と比較する場合、未だ高い水準にあるといえます(例えば、アジア主要10か国の実効税率は平均で約22%、OECD加盟国の平均は約25%、米国約28%等)。

これからの日本の法人実効税率はどうあるべきだと考えますか

- a. 課税ベースを拡大し、法人実効税率をさらに引き下げる
b. 課税ベースを拡大することなく、法人実効税率をさらに引き下げる
c. わからない
d. その他 (内容: _____)

※「課税ベースの拡大」 = 法人課税のかかる範囲や対象を広げること。今回の税率引き下げに際しては、「課税ベースを拡大しつつ税率を引き下げる」との考えに立つ。例えば代替財源確保のため外形標準課税の拡大、欠損金繰越控除の見直し等大企業を対象とした改正が行われている。

②外形標準課税について

外形標準課税(※)は応益課税として安定税収を目的に、資本金1億円を超える法人に適用されています。これは事業所の床面積や従業員数、資本金等外観から客観的に判断できる外形基準による課税制度となっています(生じた所得に課税する所得課税と対)。今後、課税ベース拡大などから資本金1億円以下の法人にも適用されることになる可能性を含んでいます。

この課税対象範囲の拡大についてはどう思いますか

- a. 経営基盤の脆弱な中小企業にとって大きな負担となり負の影響が強い。また欠損企業ではさらに資金的余裕も乏しく、経営の存続に与えられる負荷が大きすぎる
b. 課税ベース拡大の対応であり、相対として法人実効税率の引き下げにつながれば容認できる
c. わからない
d. その他 (内容: _____)

